

雫石町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1条及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年2月25日

雫石町監査委員 枇 杷 恵
雫石町監査委員 小 田 純 治

定 期 監 査 報 告 書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び監査実施日

令和元年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ。）における一般会計・特別会計予算に係る財務に関する事務事業の執行および対象とした小学校の備品・財産の管理状況等について監査を行った。

期 日			対 象
月	日	曜日	
11	5	火	総合福祉課、税務課、上下水道課
	6	水	農林課、観光商工課
	11	月	地域づくり推進課、政策推進課、防災課
	12	火	学校教育課、生涯学習スポーツ課、環境対策課、農業委員会
	18	月	地域整備課、雫石診療所、健康推進課
	19	火	総務課、議会事務局、出納課
	20	水	町民課、子ども子育て支援課
	21	木	（現地調査）雫石小学校、御明神小学校放課後児童クラブ （学校監査）御所小学校
	25	月	（現地調査）七ツ森地域交流センター

※事前監査実施日 10月16日、17日、18日、21日、23日、24日、25日、28日、29日、30日（10日間）

2 監査場所

雫石町役場3階監査委員室、御所小学校、雫石小学校、御明神小学校放課後児童クラブ、七ツ森地域交流センター

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務事業の執行について、各課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて各所属長等から説明を求めるなど、通常実施すべき監査手続により実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行並びに対象とした小学校の備品・財産の管理等は、関係法令及び条例・規則等に基づき、おおむね適正に行われているものと認められたが、各課等で一部の事務処理について、次の事項が見受けられたので適切に措置されたい。

また、監査の過程において、各課等の担当職員に対し、その都度指示したところであるが、法令等に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう努められたい。

なお、監査結果の取扱基準に基づき、注意事項についても公表することとし、措置等状況の報告を求めます。

(個別事項)

	内 容	担当課
1	【指摘事項】 (1) 適正な契約事務の執行について ・指名競争入札で不調、打ち切り後の事務執行マニュアルを作成し、職員に周知徹底し統一されたい。 (2) 昨年度の改善措置の実施について ・昨年度の改善措置状況報告が改善されていないままの部署が複数見られたことから、改善措置を確実に実施するよう指導されたい。 【注意事項】 (1) 見積依頼書について ・各課において見積依頼書に添付している実施設計書に積算者（設計者）記載の有無が統一されていないことから、統一して職員に周知されたい。 ・随意契約で見積依頼書と見積心得書を両面印刷するよう統一されたい。 (2) 各種団体等の会計事務取扱基準について ・昨年度全体的な注意事項としていた「町が事務局を担当している各種団体の決裁権者を各団体の規程等に明文化すること」について、改善されていない部署が複数あったことから、平成18年3月1日庁議決定の「零石町が事務局を担当する各種団体等の会計事務取扱基準」を周知徹底されたい。	総務課

	内 容	担 当 課
2	【指摘事項】 (1) 委託事業の随意契約について ・随意契約については、今年度行政監査でも注意事項としていたが、改善されていない状況であることから、委託事業設計書の積算根拠は、明確に記載することを徹底されたい。また、随意契約の理由は、誰もが納得のいく客観的な根拠を記載されたい。 【注意事項】 (1) セツ森ヴィレッジ構想について ・セツ森ヴィレッジ構想は、住民の関心も高いことから、現状や変更点などを住民に周知し、説明責任を果たすよう努められたい。 (2) セツ森地域交流センターの活用について ・高額な厨房備品を購入したにもかかわらず、レストランとして活用していない状況であることから、速やかに対策を講じられたい。 (3) ふるさと雫石同窓会開催助成金について ・申請件数が少ないことから、事業効果を検証し、今後のあり方を検討されたい。	政策推進課
3	【指摘事項】 (1) 昨年度の注意事項について ・町が事務局を担当している各種団体について、決裁権者の定めがなく会長決裁を得ていない事例が見受けられることから、規程等に決裁権者を明文化し、適切な処理をされたい。 【注意事項】 (1) 旧小学校跡地・校舎の利活用について ・地域住民に対し、校舎維持管理費用の説明を行い、経費節約のためにも早急に用途を決定されたい。また、人口減少による今後の施設のあり方を検討されたい。 (2) 地域づくり計画について ・地域づくり計画を地域住民に周知するとともに、地域おこし協力隊員や集落支援員の活躍の場を設け、住民に浸透するよう努められたい。	地域づくり推進課
4	【注意事項】 (1) 生ごみ処理機等購入補助金について ・補助金申請者が減少していることから、当該補助金のあり方や新たなごみ減量対策を検討されたい。	環境対策課

	内 容	担 当 課
5	【注意事項】 (1) 雫石町婦人消防協力隊協力金の取り扱いについて - 各行政区から集まった協力金は、即日通帳に入金すること。また、現金の取り扱いは、必ず複数名で行い、やむを得ず翌日まで保管する場合は、出納課の金庫に保管されたい。 (2) 消防団員の運転免許証について - 自動車運転免許期限切れに気が付かず運転していた等の事件が報道されていることから、定期的に運転免許証の有効期限を確認されたい。	防災課
6	【指摘事項】 (1) 保育施設協議会運営費補助金について - 現金出納簿並びに支出伺書を作成すること。また、規約等に決裁権者を明文化し、速やかに適切な事務処理を行うよう指導されたい。 【注意事項】 (1) 保育料の徴収について - 保育料保護者負担金繰越分の交渉記録を作成、保存すること。また、滞納繰越分の徴収について、早急に対応されたい。 (2) 工事の入札について - 随意契約の理由や契約保証金の免除の理由が該当しない事例が見られたことから、随意契約ガイドライン等を熟知し、法令等に基づいた事務手続きを行われたい。	子ども子育て支援課
7	【注意事項】 (1) 歯科検診について 歯科検診の自己負担額が近隣市町に比べ高額であることから、健康増進及び受診率向上のため、自己負担の軽減等を検討されたい。	健康推進課
8	【指摘事項】 (1) 昨年度の注意事項について - 町が事務局を担当している各種団体について、決裁権者の定めがなく会長決裁を得ていない事例が見られることから、規程等に決裁権者を明文化し、適切な処理をされたい。 【注意事項】 (1) 解散した団体の通帳管理について - 解散した「しずくいし農林業躍進の集い実行委員会」の通帳を速やかに解約されたい。 (2) 町有林の管理について - 町有林の適正な管理等保全の観点からも、林業に関する専門知識を有する人材の育成に努められたい。	農林課

	内 容	担 当 課
	(3) セツ森森林公園景観整備事業委託について ・指名競争入札を行われたい。 【意見】 (1) 各種研修会参加経験の利活用について ・地域農政未来塾の受講経験が業務で発揮されることを期待するとともに、今後も多くの職員を研修に参加させるなど、人材育成に努められたい。	農林課
9	【指摘事項】 (1) 備品の購入について ・除雪機（予定価格1台74万円）2台の購入を同日起案で、1台ずつ随意契約を行っているが、指名競争入札で2台購入するべきであった。 【注意事項】 (1) 住宅使用料について ・町営住宅使用料滞納繰越分について、連帯保証人に対し連帯で責任を負う必要がある旨の説明を行い、早期の徴収に努められたい。 (2) 業務委託契約について ・アルペン記念公園樹木等維持管理業務委託について、指名競争入札を行われたい。 ・モデルエリアプロジェクト企画運営業務委託について、仕様書には具体的な業務の内容や実施回数などを詳細に記載されたい。また、随意契約とする場合は、誰もが納得する客観的な理由を明確に記載されたい。	地域整備課
10	【注意事項】 (1) 銀河ステーションのトイレ洋式化について ・雫石駅2階トイレの洋式化改修工事も速やかに行われたい。 (2) 備品の購入について ・消費税増税後に備品を購入していることから、必要備品は年度初めに購入するよう努められたい。 (3) 町製品のPR活動について ・費用対効果が見られないことから、いわて銀河プラザの利活用方法等、販路拡大に向けた取り組みを再検討されたい。 (4) 各種工事の契約について ・契約書に契約期間や工期が記載されていないものが見受けられたことから、始期と終期を明確に記載されたい。	観光商工課

	内 容	担 当 課
	【意見】 (1) 観光振興について ・ 鶯宿温泉の新たな特産品や乗馬体験ができる観光施設を、鶯宿温泉はもとより、町全体の観光振興につなげるよう努められたい。 (2) 企業誘致活動について ・ 企業への訪問等による積極的な誘致活動に努められたい。	
11	【指摘事項】 (1) 昨年度の指摘事項について ・ 御所小学校校門前の外灯の修繕について、新年度に最優先で修繕するとの改善措置であったが未だに実施されていないことから、児童の安全面からも可及的速やかに修繕されたい。 (2) 随意契約の締結について ・ 随意契約とする法的根拠が欠けている事例が見受けられることから、法令等を熟知し、客観的にみて誰もが納得する根拠を明確に記載されたい。(御所小学校教室木製建具工事) (3) スクールバス運行業務委託について ・ 見積り開札で1回目不落であったが、再度の見積を徴していないことから、随意契約見積参加者心得書に記載のとおり、最低見積者に再度の見積りを行わせること。 (4) 御所小学校体育館の入口について ・ 体育館入口にスロープを設置しているが、スロープまでが砂利敷であり、車いす等で入ることができないと思われることから、速やかに対策を講じられたい。 【注意事項】 (1) 各学校敷地内にある建物について ・ 各学校敷地内に建築確認を必要とする建物がないかを確認し、速やかに必要に応じた措置を講じられたい。 (2) 消防設備周辺の環境整備について ・ 御所小学校内の火災報知器等消防設備周辺に物品が置かれていたことから、各小中学校への注意喚起に努められたい。	学校教育課